

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律の一部を改正する法律の施行期日
を定める政令案要綱

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律の一部を改正する法律（平成二十六年
法律第百九号）附則第一条に掲げる規定の施行期日は、平成二十七年一月十八日とすること。